

# 藤岡毅法律事務所 弁護士費用基準

## 第1条（弁護士費用の種類）

①法律相談料②着手金③報酬金④追加弁護士費用⑤書面による専門意見書費用⑥顧問料  
⑦日当があります。

### ① 法律相談料

委任契約のない法律的な助言です。

初回は面談が必須であり、電子メールでの初回相談はしていません。

### ② 着手金

弁護士藤岡毅が代理人として受任する場合、受任時に請求書を発行し、口座振込により頂戴します。

結果の如何を問わず返還致しません。

### ③ 報酬金

事件が解決した場合に頂く成功報酬金です。

勝訴判決の場合だけではなく、和解・示談等でも報酬は頂戴します。

成功の程度により金額も連動します。

どのような場合に「成功」と言えるかは個別の事件ごとに事前に依頼者と確認・合意しておきます。

### ④ 追加弁護士費用

当初の見込みを超えて弁護士業務が長期化したり、複雑大量になった場合に、ご相談の上、追加の弁護士費用のご負担をする場合があります。弁護士費用合意書にその旨記載した場合だけお願いしています。

もちろん長期化等が弁護士の業務怠慢等に起因する場合は請求できません。

### ⑤ 書面による専門意見書費用

代理人とはならず、第三者的な立場の法律家専門家として事案に対して書面により意見書を作成する場合の費用です。

### ⑥ 顧問料

継続的顧問契約を締結して毎月頂戴する料金です。相談・助言レベルの活動であり、代理人としての活動は範疇外であり、別途費用が発生します。その月に相談・助言がなくとも顧問料は発生します。

### ⑦ 日当

ア 一回程度の交渉等で終了することが見込まれる事件において、着手金・報酬を頂戴しないで日当だけを頂戴するという弁護士費用契約で行う場合もたまにあります。その場合は都内であっても移動時間に相当する費用を頂戴します。

イ 着手金・報酬等を頂戴する契約においても、遠距離移動をする場合は日当を頂戴します。交通費の実費も依頼者にご負担いただきます。

都内・神奈川県の場合は頂戴しません。

それ以外の地域の場合は、概ね鉄道等の公共交通機関を利用して片道1時間を超える場合次の基準として、日当を頂戴します。

半日（往復2時間を超え4時間まで） 金3万円以上、金5万円以下

1日（往復4時間を超える場合） 金5万円以上、金10万円以下

交通費実費は日当とは別途、依頼者にご負担頂きますので、出張等の後日請求書をお送りします。

## 第2条 消費税に相当する額

実費を除きいずれの弁護士費用にも消費税相当の金額を頂戴します。

## 第3条 法律相談料

1時間あたり1万円＋消費税相当額

## 第4条 書面による専門意見書作成費用

事案ごとに取り決めますが、簡単な事案であれば概ね1頁あたり金1万円程度が目安です。

但し、膨大な記録を読み込んで分析したり、文献調査等が必要な場合は、その程度に応じてご相談の上金額を決めさせていただきます。

## 第5条 着手金及び報酬金の算定基準

着手金は依頼者が得ようとする経済的利益、報酬は実際に得た経済的利益を基準とします。

但し、事件の種類によっては一律の算定が困難な場合も多く、依頼者と弁護士が事前に協議の上、弁護士費用額を取り決めます。

## 第6条 着手金算定基準

経済的利益の額	着手金
金50万円以下の部分	20%
金50万円を超え、金100万円以下の部分	15%
金100万円を超え、金500万円以下の部分	10%
金500万円を超え、金1000万円以下の部分	8%

金1000万円を超え、金1億円以下の部分	5%
金1億円を超え、金10億円以下の部分	3%
金10億円を超える部分	2%

・着手金の最低金額は金10万円です。

#### 第7条 調停事件及び示談交渉

- 1 調停（仲裁・紛争処理センター等含む）事件・示談交渉の場合は、前条の額の3分の2に減額することができるものとします。
- 2 示談交渉から引き続き調停事件を受任するときの着手金は前条の金額の2分の1とします。
- 3 示談交渉、調停事件から引き続き裁判所の訴訟事件を受任するときの着手金は、前条の金額の2分の1とします。

#### 第8条 報酬金算定基準

金額	報酬金
金300万円以下の部分	16%
金300万円を超え、金3000万円以下の部分	10%
金3000万円を超え、金3億円以下の部分	7%
金3億円を超える部分	5%

#### 第9条 交通事故事件において依頼者の掛けている保険契約に弁護士費用特約のある場合

この場合、日本弁護士連合会リーガル・アクセス・センターの定める支払基準により弁護士費用が保険金により支給されます。

但し、当事務所の算定する弁護士費用がその金額より高い場合、その差額を依頼者に自己負担頂く場合もありますが、その場合は事前に依頼者のご了解を得て、書面化します。

#### 第10条 離婚事件費用基準

離婚事件の着手金及び報酬金基準は、次のとおりとします。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件 又は離婚交渉事件	金30万円以上 金50万円以下
離婚訴訟事件	金40万円以上 金60万円以下

財産分与・慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、依頼者と協議のうえ、第8条により算定された報酬金額を目安に報酬を請求できることとします。

#### 第11条 顧問料基準

顧問料の基準は、次のとおりとします。

事業者：月額 金 5 万円以上 （事業規模と相談頻度により協議の上取り決め）

非事業者：月額 金 3 万円以上を基準として要相談

#### 第 12 条 実費等の依頼者負担

収入印紙代，郵便切手代，謄写料，交通費（新幹線、特急等のグリーン料金もご負担頂きます）、通信費，宿泊料，保証金，供託金，その他委任事務処理に要する実費等は依頼者にご負担頂きます。

#### 第 13 条 委任契約の中途終了

委任契約に基づく事件等の処理が，解任，辞任又は委任事務の継続不能により，途中で終了したときは，弁護士は，依頼者と協議のうえ，委任事務処理の程度に応じて，受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し，又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求します。

2. 前項において，委任契約の終了につき，弁護士のみには重大な責任があるときは，弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。但し，弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは，弁護士は，依頼者と協議のうえ，その全部又は一部を返還しないことができます。

3. 第 1 項において，委任契約の終了につき，弁護士に責任が無いにも拘わらず，依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき，その他依頼者に重大な責任があるときは，弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができることとします。但し，弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは，その全部については請求することはできません。

#### 第 14 条 事件等処理の中止等

依頼者が着手金，手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは，弁護士は事件等に着手せず，またはその処理を中止することとします。

2. 前項の場合には，弁護士は予め依頼者にその旨を通知致します。

以上

2015年3月23日改訂